

労災年金額の改定について

「給付基礎日額の最低保障額」、「スライド率」及び「年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額」が改定されました。

(平成 22 年 7 月 23 日、厚生労働省告示第 3 0 1 号、第 3 0 2 号及び第 3 0 3 号)

1 スライド製の趣旨

労災保険の給付は、被災した労働者が失った稼得能力を補填することを目的としたものです。したがって、被災した時点でその方がどの程度の所得であったかを基準として、給付の水準が決定されることとなります。

しかし、年金のように長期にわたって給付するものについては、被災時の賃金によって補償を続けていけば、時間の経過による賃金水準の変動が反映されず、実質的な稼得能力が正確に反映されないこととなります。

スライド制は、このような不都合を回避し、給付水準を適正にするために設けられているものです。

2 スライド率の算定方法

上記 1 の趣旨を踏まえ、労災保険の年金給付については、労災保険法第 8 条の 3 により被災労働者の被災時点の平均賃金額に、スライド率を掛けて算出される額に給付日数等を掛けた額を具体的な給付額（以下「年金額」という。）としています。

そして、スライド率の算定は、被災時点の賃金水準と算定する年度の前年度の賃金水準（平成 22 年 8 月 1 日からの 1 年間のスライド率であれば、平成 21 年度の水準）を比較して計算します。

したがって、前年度より賃金水準が上昇していれば年金額が増加しますが、下降していれば年金額も減少することとなります。

3 本年度のスライド率について

今回の年金スライド率の改定については、前年度より賃金水準が下降しましたので、スライド率は平均で 1. 4 1 % 減のマイナス改定となりました。

平成 22 年 8 月から、年金額の基となる給付基礎日額等について、次のように改正が行われました。

- (1) 労災年金に係るスライド率の改定 (表 1 のとおり)
- (2) 給付基礎日額の最低保障額の引き下げ
3, 9 5 0 円 (従前 4, 0 4 0 円)

(3) 年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額の改定 (表2のとおり)

今回、給付基礎日額の最低保障額、労災年金に係るスライド率及び年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が改定されたことによる変更後の給付基礎日額、年金給付基礎日額は、平成22年8月分からの年金額の計算に適用されますので、平成22年10月支払期から変更後の年金額が支払われることとなります。

具体的に、支払われる年金額の算定の基礎となる給付基礎日額については、次のとおりとなります。

被災労働者の方の被災直前3カ月間の賃金を基礎として計算(その額(スライド制の適用がある場合にはスライド後の額)が3,950円未満であるときは、3,950円をスライド率で除して得た額)された給付基礎日額に表1のスライド率を乗じて得た額が年金給付基礎日額となります。

しかし、この年金給付基礎日額が、表2の被災労働者の年齢の属する年齢階層別区分に応ずる最低限度額を下回る場合には最低限度額を、又は、最高限度額を上回る場合には最高限度額を年金給付基礎日額とすることになっています。

ただし、昭和62年1月31日において年金の受給権を有していた方で、給付基礎日額に表1のスライド率を乗じて得た額が表2の最高限度額を上回る場合には、従来額(給付基礎日額に昭和62年1月31日時点のスライド率を乗じて得た額)が年金給付基礎日額となります。

なお、今回の改定により年金額等が変更となる方には、労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署から「変更決定通知書」により通知されます。

問い合わせ先

- ・ 各労災年金相談所 (お近くの窓口 年金相談所一覧参照)

表1 スライド率表

(単位：%)

死傷の原因たる事故発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する期間(算定事由発生日の属する期間)	年金給付基礎日額に乗ずるべき率
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20,111(20,396)
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7,313(7,417)
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4,055(4,112)
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3,500(3,549)
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2,861(2,902)

昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 28 年 3 月 31 日まで	2, 4 6 8 (2, 5 0 3)
昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 29 年 3 月 31 日まで	2, 1 7 4 (2, 2 0 5)
昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 30 年 3 月 31 日まで	2, 0 5 2 (2, 0 8 1)
昭和 30 年 4 月 1 日から昭和 31 年 3 月 31 日まで	1, 9 6 2 (1, 9 9 0)
昭和 31 年 4 月 1 日から昭和 32 年 3 月 31 日まで	1, 8 5 1 (1, 8 7 7)
昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 3 月 31 日まで	1, 7 8 7 (1, 8 1 2)
昭和 33 年 4 月 1 日から昭和 34 年 3 月 31 日まで	1, 7 6 1 (1, 7 8 6)
昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 35 年 3 月 31 日まで	1, 6 5 4 (1, 6 7 7)
昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 36 年 3 月 31 日まで	1, 5 5 6 (1. 5 7 8)
昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 37 年 3 月 31 日まで	1, 3 9 2 (1, 4 1 2)
昭和 37 年 4 月 1 日から昭和 38 年 3 月 31 日まで	1, 2 5 2 (1, 2 7 0)
昭和 38 年 4 月 1 日から昭和 39 年 3 月 31 日まで	1, 1 2 9 (1, 1 4 5)
昭和 39 年 4 月 1 日から昭和 40 年 3 月 31 日まで	1, 0 1 9 (1, 0 3 4)
昭和 40 年 4 月 1 日から昭和 41 年 3 月 31 日まで	9 3 2 (9 4 6)
昭和 41 年 4 月 1 日から昭和 42 年 3 月 31 日まで	8 4 6 (8 5 8)
昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 43 年 3 月 31 日まで	7 6 2 (7 7 3)
昭和 43 年 4 月 1 日から昭和 44 年 3 月 31 日まで	6 7 5 (6 8 4)
昭和 44 年 4 月 1 日から昭和 45 年 3 月 31 日まで	5 9 0 (5 9 8)
昭和 45 年 4 月 1 日から昭和 46 年 3 月 31 日まで	5 0 7 (5 1 4)
昭和 46 年 4 月 1 日から昭和 47 年 3 月 31 日まで	4 4 5 (4 5 1)
昭和 47 年 4 月 1 日から昭和 48 年 3 月 31 日まで	3 8 5 (3 9 0)
昭和 48 年 4 月 1 日から昭和 49 年 3 月 31 日まで	3 2 4 (3 2 9)
昭和 49 年 4 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日まで	2 6 1 (2 6 4)
昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 51 年 3 月 31 日まで	2 2 2 (2 2 5)
昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日まで	1 9 9 (2 0 2)
昭和 52 年 4 月 1 日から昭和 53 年 3 月 31 日まで	1 8 2 (1 8 5)
昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 54 年 3 月 31 日まで	1 7 3 (1 7 5)
昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 55 年 3 月 31 日まで	1 6 2 (1 6 5)
昭和 55 年 4 月 1 日から昭和 56 年 3 月 31 日まで	1 5 4 (1 5 6)
昭和 56 年 4 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日まで	1 4 7 (1 4 9)
昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 3 月 31 日まで	1 4 0 (1 4 2)
昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 31 日まで	1 3 6 (1 3 8)
昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日まで	1 3 2 (1 3 4)
昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日まで	1 2 8 (1 2 9)
昭和 61 年 4 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで	1 2 5 (1 2 6)

昭和 62 年 4 月 1 日から昭和 63 年 3 月 31 日まで	1 2 2 (1 2 3)
昭和 63 年 4 月 1 日から平成 元年 3 月 31 日まで	1 1 8 (1 1 9)
平成 元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日まで	1 1 4 (1 1 6)
平成 2 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日まで	1 1 1 (1 1 3)
平成 3 年 4 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで	1 0 7 (1 0 8)
平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで	1 0 5 (1 0 6)
平成 5 年 4 月 1 日から平成 6 年 3 月 31 日まで	1 0 3 (1 0 5)
平成 6 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日まで	1 0 1 (1 0 2)
平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日まで	9 9 (1 0 1)
平成 8 年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日まで	9 8 (9 9)
平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで	9 7 (9 9)
平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで	9 8 (9 9)
平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで	9 7 (9 9)
平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日まで	9 7 (9 8)
平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで	9 7 (9 9)
平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで	9 8 (1 0 0)
平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで	9 8 (1 0 0)
平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで	9 9 (1 0 0)
平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	9 8 (1 0 0)
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	9 8 (1 0 0)
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	9 8 (1 0 0)
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	9 9 (-)

(注) () 内は、改定前の率です。

表 2 年齢階層別の最低限度額・最高限度額表

(単位：円)

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20 歳未満	4, 3 2 5 (4, 5 8 5)	1 2, 7 7 4 (1 3, 2 8 4)
20 歳以上 25 歳未満	4, 9 2 9 (5, 1 2 6)	1 2, 7 7 4 (1 3, 2 8 4)
25 歳以上 30 歳未満	5, 5 7 6 (5, 7 9 0)	1 3, 0 5 3 (1 3, 8 6 8)
30 歳以上 35 歳未満	6, 1 0 2 (6, 3 6 3)	1 6, 0 5 9 (1 6, 7 4 9)
35 歳以上 40 歳未満	6, 5 5 1 (6, 8 5 9)	1 8, 5 3 5 (1 9, 4 9 7)
40 歳以上 45 歳未満	6, 7 6 2 (7, 1 0 4)	2 2, 1 0 7 (2 2, 4 1 1)
45 歳以上 50 歳未満	6, 7 0 1 (7, 0 3 1)	2 3, 7 9 5 (2 3, 9 6 9)
50 歳以上 55 歳未満	6, 2 8 6 (6, 6 2 7)	2 4, 4 5 5 (2 4, 9 5 5)

55歳以上 60歳未満	5,560 (5,919)	23,227 (23,551)
60歳以上 65歳未満	4,638 (4,644)	20,794 (20,409)
65歳以上 70歳未満	3,950 (4,040)	15,246 (14,451)
70歳以上	3,950 (4,040)	12,774 (13,284)

(注) 1 ()内は、改定前の額です。

2 年齢の計算については、被災労働者の平成22年8月1日における年齢をもって、同日から1年間を当該被災労働者の年齢とします。